

《公共施設の有効活用による新たな財源の確保》

# 総合公園スケートボードパークの ネーミングライツパートナーを決定

～4月1日から愛称の使用を開始～

公共施設を有効に活用し、その愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を付与することにより新たな財源の確保に努めている。

令和5年3月31日を期限として先着順による随時募集を行っている総合公園陸上競技場など7施設のうち、総合公園スケートボードパークについて応募があり、野田市ネーミングライツパートナー選定委員会の審査を経て契約を締結し、4月1日から愛称の使用を開始する。

契約期間中は、市報や市ホームページ等において、施設名称を表記する場合は愛称を用い、その定着に努める。

また、ネーミングライツパートナーと協力し、施設の魅力及び知名度の向上を図り、末永く親しまれる施設を目指す。

## <ネーミングライツ概要>

施設名	野田市総合公園スケートボードパーク
愛称	YOKOKAWA SKATEPARK
ネーミングライツパートナー	株式会社横川造園土木
ネーミングライツ料	1年当たり10万円
契約期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年）

## ※令和5年3月31日を期限として随時募集している5施設

施設名	ネーミングライツ料の最低金額（年額）	愛称使用期間
総合公園陸上競技場	100万円	5年
総合公園庭球場・スポーツ公園	各30万円	
総合公園自由大広場・宮崎市民の森	各10万円	

問合せ＝管財課・直通 04-7123-1075

代表 04-7125-1111（内線 2332）

野 田 市